「淀川水系河川整備計画原案（平成１９年８月２８日）」に対する具体的修正文案

氏名（　西村雅　　）連絡先〈電話番号〉（　　）

P34	行	項目	具体的に修正	理由
		４．２ 河川環境		
	18		（　追記　　）等を考えたダイナミズムの再生	よくわからないので具体的に
	19		徹底した（　追記　　）連続性の確保	よくわからないので具体的に
P35		４．２．１ 河川形状		
	14		上流部を対策する等検討のうえ狭窄部はできるだけ保全する	上流をなにも考えず残すように思われる、
	15		また、河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び流水の連続性、（　追記　　）縦断方向の連続性	縦断方向の連続性とは、何を、言っているのかわからない
		1)実施箇所		
			・流下能力を検討の上、砂州河川の再生を促す。	流下能力もないところまで残す事になる
P36	10		・水制工の（　追記　　）試験施工を実施する。	何の目的の為に実施するのか
P39		(1)水位低下の抑制に向けた水位操作		
	3		平常時の水位を現在の概ねOP+3.0m から、淀川大堰設置以前の水位であるOP+2.5m 程度に出来るか検討する。	50CM低くする枚方近辺の環境はいかが
P47		４．３ 治水・防災		
	11		ダム、狭窄部、遊水地等適切に治水対策を講じる。	どのような治水対策か記入